

平成30年度第1回川崎市中央卸売市場開設運営協議会 議事録

1 開催日時 平成30年8月1日(水)午後1時00分から午後2時07分まで

2 開催場所 川崎市地方卸売市場南部市場3F第1会議室

3 出席者

(委員)

高柳長直 会長(東京農業大学教授)、中川雄二 副会長(東京海洋大学大学院教授)、重富貴子(公益財団法人流通経済研究所主任研究員)、佐藤義勝(東一川崎中央青果株式会社取締役会長)、山田信人(横浜丸魚株式会社川崎北部支社長)、梶稔(セレサ川崎農業協同組合代表理事副組合長)、松井よし子(消費者代表、元川崎市消費者の会会長)、古谷欣治(川崎市全町内会連合会会計監査)、中山紳一(川崎商工会議所副会頭)

(幹事)

増田(経済労働局中央卸売市場北部市場長)

(書記)

鈴木雄二(中央卸売市場北部市場管理課長)、池田昌弘(中央卸売市場北部市場業務課長)

4 議事

(1) 平成29年北部市場各部門取扱の概要について 資料1

(2) 卸売市場法の改正への対応について 資料2～3

5 その他

傍聴人 1名

公開有無 有

【審議経過】

司会：経済労働局中央卸売市場管理課長 鈴木

鈴木書記 それでは定刻となりましたので始めさせていただきます。本日は大変お忙しいところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は本日司会を務めさせていただきます北部市場管理課長の鈴木でございます。どうぞよろしくお願い致します。会議開催に先立ちまして、北部市場長の増田より御挨拶申し上げます。

増田幹事 北部市場長の増田でございます。本年4月に市場長を拝命しました。本日は

ら5か月目ですが、まだまだ至らない点があるかと思いますが、皆さまには色々な視点から御指導・御鞭撻をいただきたく、よろしく願いいたします。本協議会は卸売市場法に基づく川崎市中心卸売市場業務条例に規定された附属機関でございます。中央卸売市場の管理運営に関して審議・調査いただく機関でございます。昨今の卸売市場の課題として、先の国会で可決された卸売市場法の改正をはじめ、市場を取り巻く状況の変化が大きく変わってきております。そうした状況の変化を本市としてもしっかりと踏まえて、皆様方からの御意見を含めて適切な市場運営に取り組んでまいります。本日の協議会につきましても活発な御審議をいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

鈴木書記 最初に、会議の公開に関する注意事項でございますが、この会議は公開を前提としておりまして、会議の傍聴ならびに議事録による公開をいたします。皆様には御了承いただきますよう、お願い申し上げます。また、議事録作成のため、会議内容を録音させていただきますので、併せて御了承願います。

本日、一名の傍聴の方がいらっしゃいますが、傍聴席に配布しております順守事項をお読みいただき、順守いただくようお願いいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

まず次第がございまして、その下に座席表、委員名簿、幹事及び書記名簿。

資料1、平成29年北部市場各部門取扱の概要について。

資料2、卸売市場法の改正に伴う川崎市卸売市場経営プランの改定について。

資料3、川崎市卸売市場経営プラン改定協議会について。

以上でございますが、不足等ありましたらお知らせ願います。

それでは議事に入ります前に、本協議会の会長であります高柳会長から御挨拶いただきます。よろしく願いいたします。

高柳会長 東京農業大学の高柳でございます。6月に卸売市場法の改正がございました。大正時代に制定された中央卸売市場法から、時代の変化に合わせて卸売市場法は何度も改正されてきましたが、今回の改正は、改正というレベルでなく、非常にドラスティックな変化を伴うものだと思います。川崎市北部市場も非常に厳しい状況の中、事業者が日々の業務に邁進されておりますが、こうした法律の変化があり、公設市場であるため法律や条令に基づき業務を行っていかねばいけない。公設市場のあり方が今後ますます問われてくると感じています。本日はこうした内容にも触れながら、円滑に議事を進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

鈴木書記 ありがとうございました。この後の議事につきましては、規定に基づき、高柳会長の議長でお願いしたいと存じます。

 なお、本日は欠席の委員がお二方いらっしゃいます。委員の総数11名中、9名の御出席をいただいております。規則で定めている定数の半数以上となっておりますので、本協議会は成立いたします。

 それでは、高柳会長よろしくお願いたします。

高柳会長 平成30年度第1回川崎市中央卸売市場開設運営協議会を始めさせていただきます。次第でございます通り、本日の議事は二つございます。

 まず議事の1「平成29年北部市場各部門取扱の概要について」、事務局から説明をお願いします。

池田書記 北部市場業務課長の池田です。それでは議事の1「平成29年北部市場各部門取扱の概要について」説明をさせていただきます。資料は1をご覧ください。

 こちらに3部門ごとの平成24年から29年まで6年分の取扱数量と金額を記載しております。取扱数量は折れ線グラフで目盛線は左側となっており、取扱金額は棒グラフで目盛線は右側となっています。また、中段あたりの一本線は、中央卸売市場再編基準を表しています。なお、先般、成立した卸売市場法の改正で、中央卸売市場が認可から認定となり、基準自体も見直される予定となっております。

 それでは、左上段の青果部から御説明します。青果物の市場経由率は低下傾向で推移しており、本市場においては平成29年の取扱数量は97,467トン、前年比98.8%。取扱金額は272億2千3百万円、前年比96.0%となっております。

 昨年の状況として、上半期は安定した天候により単価安で推移しましたが、下半期は長雨、日照不足、度重なる台風の上陸、寒波等の影響により単価高の状況が続きました。また今年も西日本の豪雨、台風や猛暑の影響があり芳しくない状況でございます。このような状況の中、卸売業者である東一川崎中央青果さんについては、親会社である東京青果との集荷・販売における連携強化等により、取扱数量の拡大に努めていただいたところです。

 次に、右上段の花き部です。花き卸売市場経由率は、他部門に比べ若干高め横ばい状況を維持しており、本市場においても、取扱数量、取扱金額ともに、ここ数年多少の増減はあるものの概ね横ばい状況を維持しています。平成29年は取扱数量5,879万本、前年比106.2%。取扱金額は28億7千5百万円、前年比102.5%となっており、取扱数量・金額ともに前年を若干上回っている状況です。

最後に、左下段の水産物部です。平成29年の取扱数量26,757トン、前年比97.2%。取扱金額244億8千3百万円、前年比96.0%となっております。

水産物は消費者の需要減退や、サケ、サンマなどの主要魚種の漁獲量減少や海外における需要増加などによる単価の上昇などにより、全国的に販売数量が減少しており、本市場においても同様に取扱数量の減少が続いています。

そうした中、今年のトピックスとして、10月に築地市場が豊洲への移転が決まっており、小池都知事も豊洲市場の安全宣言をされました。川崎市の市場に有利な位置への移転となりますので、北部市場としても商機として捉えて、卸・仲卸ともに営業を一生懸命やられているとお聞きしております。

また、状況を少しでも改善するために、昨年9月から、水産物部による「市民感謝デー」を毎回旬のテーマを掲げ、2カ月に1回程度の頻度で開催をしているところです。これまで4回程度開催しており毎回200人前後の来場をいただいております。ちなみに次回は、8/18(土)で夏休み期間ですので「夏休み自由研究のお手伝い」というテーマで開催する予定です、色々な体験や、魚に関する情報を提供する予定です。

説明は以上です。

高柳会長 ありがとうございます。只今の説明につきまして御意見・御質問はありますでしょうか。

青果は基準を大幅に上回っていますが、花きと水産は基準を下回っています。中でも水産は減少傾向が続いていますが、市場法の改正によって基準の見直しもあるということで、そうした状況を見ながら今後どうしていくかを考えていくということで良いか。

池田書記 はい。

高柳会長 このあたりの状況も踏まえて、次の議題にも関係してくることかと思えます。他に御意見ないでしょうか。

それでは、議事の2「卸売市場法の改正への対応について」、事務局から説明をお願いします。

鈴木書記 「卸売市場法の改正への対応について」説明させていただきます。

資料2-1を御覧ください。資料の上段で、これまでの経緯と経営プラン見直しの必要性を表にして整理しております。

川崎市北部市場の運営につきましては、「川崎市卸売市場経営プラン」に基づき様々な事業を行っているところです。この経営プランは2016年2月に今後

10年間の市場の方向性を明らかにしたのですが、その上に記載があります国で定める第9次・第10次の「卸売市場整備基本方針」に基づいて、経営プランを策定したものでございます。

その後、国では食品流通構造の変化への対応として、規制改革について様々な議論がなされ、今年6月に大幅な規制緩和を伴う改正卸売市場法が成立したところでございます。

改正卸売市場法については公布後、二年以内に施行されることとなっており、表の一番下にありますとおり2020年度に施行される予定でございます。

この施行に併せて、改正法の趣旨を踏まえて、市場をどのように運営していくのか整理が必要であり、改正法の趣旨を反映した経営プランの見直しを行いたいと考えております。経営プランの見直しの検討を踏まえて、取引ルールを定めていきますが、取引ルールは業務条例で明文化しますので、経営プラン改訂後に、業務条例改正の手続きを進めていきたいと考えております。改正法が施行されますと、国もしくは県の認定を受ける必要があるため、申請を行っていく予定です。新制度に基づく市場運営を行っていくためには、まずは経営プランの見直しが最優先の課題であると考えております。

資料の下に改正法の概要を記載しておりますが、表の3段目「開設主体」ですが、現行法では「都道府県、人口20万人以上の市」となっておりますが、改正法では民間を含め、制限がなくなります。その下の「開設区域」についても現在は大臣が指定しており、川崎市が区域となっておりますが、改正法では開設区域は設定しないこととなります。「国の関与」も認可から認定に変わり、関与が薄れるとも言われております。表の一番下の「取引規制」については、現在は一律に法で規制されておりますが、共通ルールとして一部分のみ法的位置づけがされますが、それ以外は全て廃止ということになります。共通ルール以外の取引ルールについては、各市場で設定して良いことになっています。

資料2-2を御覧ください。

このような状況において、本市ではきちんと体制を組み検討していくべきと考え、庁内と庁外の二つの検討体制を設けます。庁内の検討体制については、局長級を中心に検討委員会を立ち上げ、その下に課長級で構成する分科会を設置し、この中で庁内での検討を進めていきます。

庁外の検討体制は、本開設運営協議会の下部組織として学識者で構成される検討部会「(仮称)川崎市卸売市場経営プラン改訂協議会」を設置させていただき、法改正への対応や国の考え等について、学識者等から意見をいただくことを考えております。流れとしまして、まずは我々開設者が場内事業者からヒアリングを行い、とりまとめた内容を検討部会で意見をいただき、その意見を基に開設者と場内事業者で合意形成を図っていきたいと考えております。

資料の下の検討スケジュールですが、今年度については庁内の検討委員会、庁外のプラン改訂協議会、場内事業者等とのヒアリングを行いながら、まずはプランの素案を作成しまして、来年度の早期に改訂版プランを完成させたいと考えております。業務条例は、この検討と並行して進めていきますが、今年度終盤から来年度上旬あたりに条例案を作成し、議会で審議をいただくことになります。条例が制定しましたら、市場の認定に関する手続きを進め、改正法が施行される 2020 年度からは新たなルールのもと、運用を行っていきたいと考えております。

資料 3 を御覧ください。

本開設運営協議会の下部組織として立ち上げる検討部会のメンバーですが、青果部門では中央大学商学部の木立先生、水産部門は東京海洋大学名誉教授の中居先生、食品流通全般として専修大学商学部の渡辺先生の 3 名の方と調整させていただいております。

このように法改正への対応及び検討部会の設置について、御審議・御承諾いただければと考えております。以上です。

高柳会長 それでは、只今の説明について、御意見・御質問はございますでしょうか。

佐藤委員 我々が憂慮しているところですが、既に 2016 年に経営プランが出来上がっています。このプランも有識者含め、場内事業者、川崎市で検討し作成したのですが、この間進捗が止まっており、前に進んでいない状況です。今回見直すことについて、今までのプランのどこに問題があるのかを伺いたい。

市場法は市場法として、再整備は再整備として、二通りの方法で進めていくというやり方をしていかないと。全てが止まってしまうと、今の時代に追いつかない。昭和 57 年に北部市場が開設し、施設の老朽化や設備も遅れている。それは致し方ないが、現在の時代に合った最低限度の施設にしないと、川上から川下のお客様の客足が鈍ってしまう。そうしたことを非常に心配している。

先ほど話があったように、昨日（7 月 31 日）豊洲市場の安全宣言が小池都知事から出されて 10 月からスタートします。最近建てた建物で、設備も最新鋭のもので。私も見てきて、そこまでの設備は望んでいないが、最低限度やれるところから進めていただかないと。資料を見ると 2020 年度まで動かないように思います。たかが 2 年かもしれないが、早く売り上げアップに向けて商売していきたいという思いがある。だが、お客様が北部市場の現状を見ても、商売をやりたいという風に思ってもらえない。それなりの施設が必要だと考えている。施設の再整備を早く動かしてほしいというのが、我々事業者の意見です。

高柳会長 ありがとうございます。施設の整備は非常に重要なところで、2020年度まで施設整備が凍結されるのかというところを確認させていただきたい。

鈴木書記 こちらの考え方として、先ほど御説明した開設主体が民間も含めて制限がなくなるなどの法改正の趣旨を踏まえて、まずは本市としての立ち位置をきちんと決める必要があると考えております。その上で、その実現に向けた実行計画を定めていくことが手順であろうと思います。ただ、施設の老朽化等で現状不具合もあり、そうしたところはきちんと対応していきたい。今後の方針に関わるような施設整備については、本市の市場としての方向性を定めてからと考えております。

佐藤委員 「川崎市の立ち位置」というのをもう少し具体的に教えてほしい。再整備についても経営プランで既に決められたもので、まずいということがあれば見直しの必要性もあるが、そうした指摘がなく全面的に見直しすることは、今までやってきたことは何だったのかという感じがする。市場法の改正に伴ってということだが、法律は法律として具合の悪いところは変えていく必要性もあるだろうが、それに乗っかっているように感じる。

高柳会長 これまでの市場法では規制されてきた部分が、改正法ではなくなる。規制をしてもよいが、そのルールは各開設者に委ねられている。そのルールを決めることが「立ち位置」になってくると思う。

中川副会長 これまで長い時間を掛けて再整備案を作成してきたが、それは旧法を前提としたものであった。取引ルールなど旧法を前提として、それに基づいて施設整備などを考えてきた。また旧法では、開設主体が都道府県や人口20万人以上の市に限られていたが、改正法では民間でも自由に参入できるようになる。

明らかに今まで前提としてきた条件が大幅に変わっており、これから市場間競争や市場外との競争が出てくる。そうした競争の中で生き残っていくために、どういう機能が必要なのか、ビジネスモデルの変更を含め、根本的に考えていかななくてはならない。旧法の下での機能設備などが通用しなくなっていく。

お話が合った豊洲市場の設備でも、旧法に基づいて作られたもの。マグロの解体をする仲卸売り場でも狭いと言われているような問題が沢山でてきている。新しい競争条件に即して考えていかななくてはならない。

午前中の南部市場運営審議会でも話に出たのは、商物一致の原則が無くなり、例えば場外で食品卸売が展開しているような情報機能の強化としてeコマースなどの充実が求められるようなご時世になっていく。また、産地から直荷引き

が仲卸業者も可能になり、今まで場内のプレイヤー間にあった機能分担の在り方についても見直さなくてはならない。急に見直しが進む訳ではないが、法律において許される以上は、場外の業者も新しいビジネスチャンスを見つければ、競争相手になってくるかもしれない。

古い条件に即して作ってきた整備案というのが通用しなくなっていく世の中になっていくのではないか。もう一度、経営プランを策定し直さなければいけないという本日の議題は、これまで前提としてきた条件が崩れてしまったということであり、そういった認識を持っていくべきではないか。今までのビジネスモデルを堅持して続けていくと場内業者が一致して思うのであれば、川崎市の立ち位置も分かってくるのではないか。ただ、今から提案にあるような検討部会を立ち上げ、学識者と場内業者と検討を重ねていき、新しい法的な前提条件の中で、市場機能のあり方や北部市場の生き残りを自由に議論していかないと、新たなビジネスモデルの構築はできないのではないかという不安を個人的には抱いている。

第 9 次卸売市場整備基本方針から第 10 次と、これまで修繕してきたものが、全て取っ払われて、新しいものになってしまうということ。こういう新たな反物を使って、どのような着物を作るのかという問題として突き付けられている。そのための経営プランの見直しである。

これまで川崎市は開設者として、法律上に規定された 20 万人以上の都市で、市域を開設区域として住民のために必要であるという法律上の根拠に基づいて市場を開設してきたが、その根拠が一気になくなってしまった。そうなってくると例えば、税金をどのように使っているかといった監査要求が出てきたときに、一般財源から足りない部分を繰り入れていますという状況をどうするかという議論に波及していく。

戦略的な前提というのが大きく変わったということの本協議会では、認識として改めて持ってもらう必要があると思います。

経営プランを策定する中で、残していかななくてはならない機能、機能に即した施設・設備を考えていく。新たな時代に合わないような施設・設備の整備はやめていかざるを得ない場合も出てくる。そのあたりの議論を検討体制で学識者と場内業者を交えて、やりとりしていくことが、議題の中身であると思う。

川崎市の立ち位置については、委員としての意見を言うと、これまでは法律的な確固たる開設者としての立場があり、市民に対しての責任を果たす意味でも必要性はあった。ところが、公営の開設者はもういないと言わんばかりの改正となっている。

だから、どうしていくか。それは市民が決めることであり、場内業者の方々とは今から議論をして決めていかなければいけない。今まで計画していた整備に

ついても、事業をやっていく上で必要なものについても、厳選していかなくてはいけないし、あるいは新たに提案していかなくてはいけない部分も出てくる。

例えば商物分離をやっていかなければいけないとなれば、外の食品総合卸売社などのように情報機能を充実させる取組も必要になってくるかもしれない。物流などはなるべくアウトソーシングしている。そういった中でのビジネス展開で、こういった広大な卸売市場の空間が本当に必要なのかという議論になる。だが、今までのビジネスモデルで商売をしてきた業者からは、荷捌場が絶対に必要だとか、出荷施設が必要だとか、スーパーが温度帯管理を要求しているから温度帯管理をしなければいけないとか、そういった具体的な要望が出てくると思う。そういった点をもう一度見直し、硬直的な仕組みを正していかなくてはいけない。頭の片隅において、議論をしていただければと思う。

佐藤委員 仰っていることは理解している。30年前という古い施設など、この建物は今の時代に合っていないということはどうしてもある。早くそういった状況を整理して、使いやすい市場にしていきたい。誰が見ても、北部市場は魅力があるというような市場にならなければいけない。消費者も含めて、特に荷主に魅力ある市場だと見てもらわなければいけない。ただ「一生懸命販売します」では、時代錯誤。「こういう施設があって、こうやって頑張っています」と示すことではじめて理解されると思う。そういった魅力や特徴があるものを早く作りたい。それにはこの建物が邪魔で、それをまず動かしてもらいたいということを強調しておきたい。

中川副会長 大変前向きな議論だと思います。一委員としては、そうした意見を前向きに受け取っていただき、今後の市場のあり方に合流するような議論の進め方をさせていただければと思う。古いことに拘り過ぎていれば、自分たちの動きを妨げてしまう。

佐藤委員 もっともその通りだと思う。十分承知している。

高柳会長 そういった施設のことも含めて、資料2-2にあるように庁外検討体制として場内事業者の意見を伺って、一年間を掛けて方向性を決めていく。そうした場でまた御意見を伺えればと思う。

梶委員 基本的な質問になってしまうが、今回の改正法に則って2020年度に新たに認定をしてもらわなくてはならないということか。

鈴木書記 はい。

梶委員 今までの既得権などは通用しなくて、新たに改正法に則った体制でやっていく、認定を受けるということ。

鈴木書記 必須になります。

梶委員 そうであれば、副会長が仰ったように、それに則った方向性を皆で協議して決めていかなければいけない。今までは荷を集めて分配してきたが、改正法の趣旨の「生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応」というのが、法改正で出来るかは不透明だが、そこに向かって話し合いを持ち、集約が必要なのかと思う。

開設者について、民間を含めて制限がなくなるが、実際に出てくるのか。

中川副会長 どうなのでしょう。場外の食品卸売業者では、未だにフルライン化からフルカテゴリ化と言っている。今までは肉類なら肉類のフルラインをやっていたが、今度は隣の水産や青果といった商品カテゴリを広げるフルカテゴリ化という戦略が2年ほど前から出てきている。そういう中で、生鮮食品に対してフルカテゴリ戦略に係るビジネスチャンスだと見れば、出てくるかもしれない。

例えば食品卸会社「国分（株）」は、藤沢の市場に入ったが、改正法により開設主体の枠が外れたため市場の空間を自由に設計しやすくなる。そういった総合卸に対して、専門卸が今後どんな戦略を取っていくか。専門卸の生きる道筋を、卸売市場で頑張っていくというベースを建てたとき、ではどういった産地と結びつくのか、地元の商材を増やすとか。そのあたりの戦略の建て方も、改正法によって国の関与が減ったと見るか、逆に強まったと見るか。認可から認定に変わったことで逆にハードルが高くなったとも見られる。

生鮮の取引の場として、卸売市場の場所は非常に良い立地である。そうした場所を上手く物流の拠点として使えないかと考えているはず。物流を活かすために情報利用を整理しなくてはならない。そのために情報機能をどうするか。場外の総合食品卸売業者はeコマースのシステムを作るなど、20年以上かけて情報利用を整理してきた。

商物一致の原則が撤廃され、見本取引など色々なことが出来るようになる。そういう競争環境の中でビジネスを展開していかなくてはならない。場合によっては海外の商材も自由に取り扱えるし、当然輸出の問題も出てくる。

今まで既得権で守られていた部分が、既得権でなくなる。それを競争劣位と受け止めるか、競争優位としてチャンスと考えるか。それは皆さんの立ち位置

次第。それを開設者を含めて、考えていかなければいけない。極端な話では南部市場と同じように、市場運営会社をつくり、P F I といったこともあり得る。その方が自由に施設設計を出来るかもしれない。そういった可能性が色々あるが、開設者として市がどうしていくか、それは市民の問題でもあり、簡単に決められないというのが、市の悩みではないか。

佐藤委員 一番いま頭を抱えているのは、開設者（川崎市）だろうと思う。今まで、国が定めてきた中でやってきたが、ノウハウがない状況。また、定期的に人事異動もある。そういった面で、開設者（川崎市）は大変だと思う。

今日、2020年度までのスケジュールが示されたが、これまでは全くこういった動きは聞こえてこなかった。法改正の問題にしても、我々なりに情報を持っており、一緒になってやっていきましょうと言ってきた。やはり、我々だけが良くてダメで、川崎市と共にやっていかないと長く続かない話。

梶委員 卸や仲卸という形態が、市場法の改正によって無くなるということか。

高柳会長 卸と仲卸の差は無くなるという方向性です。

佐藤委員 急に変わるというところは無いと思う。餅屋は餅屋であり、我々のような卸に、じゃあ明日から仲卸の仕事をやれと言われても、なかなか出来ることではない。また逆に、仲卸も卸を通さずに産地から直接荷を引いてさばくということも出来ない。

何故なら、(卸・仲卸が) 欲しい規格というのは決まっているが、産地はそうではなく、大きいものや小さいもの、規格外のものも含めて全面的に卸に出している。だから、今まで何十年も卸売市場が続いている。

大型の量販店・スーパーも、以前は産直でやっていますと宣伝しているところも結構あったが、そんなに聞こえる話ではなくなった。欲しいところを多少高く売っても、その前後のものが安かったら、利益にならない。また運賃も高くなってきている。

我々も卸売市場だから従来通りで良いと胡坐をかいているつもりも無いし、生易しい業界でもない。だから、先ほどから言っているように早く有利な体制で商売したい。それが、お客さんの確保に繋がるし、安定した市場になるのではないかと思っている。

(卸・仲卸の業務は、) そんなに簡単にいくものではない。

中川副会長 場内業者の皆さんや開設者が、こういったポジションを定めるかによって、

チャンスにもなり不利な条件にもなり得る。何十年に一回の大変動だと受け取っていただいた方が良い。ポジションを早めに決定して、スピード感を持ってこの波に乗っていかないと乗り遅れます。

実際に、水産の先駆的な会社は既にフルライン化からフルカテゴリ化の段階に入っています。開設区域を超えてもっと領域的に商圈を広げている。それに合わせた機能を市場の中では作ることが出来なかったため、市場の外に作った。その規制が無くなったので、今からどうするか。餅屋は餅屋と仰ったように、専門卸の得意技がありますから、それをどのように優位に変えていくか。今から十分にその可能性があると思いますので、前向きにやっていただければ。

高柳会長 変動がある中で、川崎市の市場のあり方をスピーディーに決めないと、開設者として動けないということを御理解いただきたい。

佐藤委員 開設者を含めて、もっと川崎の市場に自信を持ってもらいたい。災害時のことを考えれば、北部市場はどれだけ有利かということも含めて、全体として川崎を売り込むチャンスじゃないかと思います。大体の市場は海っぺりにあり、津波などが来たら使えなくなってしまう。北部市場はどれだけ関東エリアで重要なポジションであるか、自信を持ってリードして行ってもらいたい。

高柳会長 そういったところを含めて今後の北部市場のあり方を、部会を設置して議論し 2020 年度の改正法に対応していく方向で進めていきたいということですが、如何でしょうか。

委員 意義なし。

高柳会長 ありがとうございます。今日いただいた御意見は議事録にまとめ、今後の議論に生かして、検討部会にてプランの改訂を協議し、本開設運営協議会でプランについての議論を進めていきたいと思えます。

それでは、議事 2 の卸売市場法の改正への対応として、部会の設置について御承認いただいたということにさせていただきます。

議題の他に御発言はありますか。

松井委員 消費者の立場から話を伺っていて、市民にも深く関わるということで確かにそうですが、私たち消費者が市場についてどれだけ認識しているか。川崎の南と北のどこにあるのか。市場はどんな役割をしているのか。今は多様な購買の仕方になっており、あまり認識していない。プランについても市では、事業者

の方々と協議して作ろうとしていることも、市民は知らない。そういう意味でも、市民が一番行政の情報を見ている市政だよりも載せたことはありますか。

池田書記 市民感謝デー、食育、花育などのイベントは御案内しています。また特集記事に掲載されたこともあります。

鈴木書記 一年位前、年末にあたって市場の特集。特に水産部門がメインですが、市場の取引状況や市場の紹介など、特集として表面と見開き2ページの計3ページの掲載させていただきました。

松井委員 問い合わせなど反応はありましたか。

池田書記 特集は市場の紹介記事のため、問い合わせはありませんが、まだまだ情報が届いていないということであれば、もう少しPRしていく必要があるかと思う。

松井委員 お話を聞いていて、消費者も関心を持たなければいけないと思う。そういうことで、市政だよりが一番情報提供がしやすいものなので、折がある毎に掲載していただければと思う。

高柳会長 非常に貴重な意見。市場も市がやっており、市民の税金で成り立っているもので、市民の理解を得ないと運営が出来ない。

今回の市場法の改正で、開設主体の制限が無くなったことは、すぐにということは無いかと思うが、中長期的に考えれば、市がやらなければいけないのか、市がやらなくても良いのではないかというところまで行く可能性もある。市民のためというところが無いと、今後の公設市場のあり方が問われてくると思う。

池田書記 説明で御紹介した水産イベントはサブタイトルが「北部市場を知っていますか？」と、知ってもらいたいという想いも込められている。もっとPRに力を入れていきながら、来場してもらうような形でやっていきたい。

中川副会長 今回の法改正は、まさに市民にとって市場は必要かどうかという問題提起を国から突き付けられたと受け止めてもらいたい。だから、意思決定の中に市民の感情とか意見をどのように絡ませていくか。川崎市として市民が本当に市場が必要だという意見が大きくなれば、どういう形であれ市場を残していかなくてはいけない。松井委員が仰られたことは非常に本質的な指摘で、広報活動という戦術的なレベルでなく、市民とのコンセンサスをどのように形成するかと

いう非常に戦略レベルの問題なので、そのあたりを川崎市として受け止めていただいて今後のプラン策定のプロセスの中で、パブリックコメントとして市民に意見を求める形も良いかもしれないが、もう一工夫あれば良いと思う。

山田委員 法改正と違うかもしれないが、市民の方に知っていただきたいという趣旨で2カ月に一回水産イベントを実施しているが、行事をやること自体に規制されていたりする。国の方でやってはいけないと規制されており、もっと接点を多く持ちたいと思っても、やれないことがいっぱいある。法改正されて、そのあたりのチャンスはいっぱい出てくるのではないか。今は一般の方の入場規制があるが、自由に入って良いとなって、市民のための市場に変われば良い。

今日示されたスケジュールについては、はじめて知った。事業者との協議もスピーディーにやっていかないと我々も不安だし、市場法がどのように影響していくかという話が出てくるスピードが遅くなってくると、佐藤委員も話したように、市の動きが見えずいつまで待てば良いのかと不満が溜まっていく状況になってしまう。事業者との協議については早急にやってもらいたい。それが事業者に安心を与えることになる。川崎市が引き続き運営するといった場合に、今までの規制がなくなって、もっとオープンになって皆が入って来られるようになるのが市場としては良いと思う。

高柳会長 市にはこれまでの御意見を踏まえて、事業者や市民に市場の状況とスケジュールを広く知らせてもらいたい。

時間になりましたので、本日の議事は以上とさせていただきます。

それでは事務局にお返しします。

鈴木書記 皆さま、貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。

次回の協議会につきましては、改めて御連絡をさせていただきます。以上をもちまして「川崎市中央卸売市場開設運営協議会」を閉会いたします。

以上